

## 業務説明資料

### 1 業務概要

- (1) 業務名 令和6年度浜松市消防団プロモーション事業業務委託
- (2) 履行期間 契約締結日から令和7年2月25日まで
- (3) 履行場所 受託者が用意する場所
- (4) 契約上限金額 5,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 目的 消防団員数の減少に加え、若者の入団者数が少ないことから、団員の平均年齢も上がっている現状がある。消防団員数の継続確保及び平均年齢の低下は、地域防災力の維持に不可欠である。
- 学生は、現在又は将来の消防団員の候補として有力である。また、女性消防団員は、消防団活動における活躍の分野が増えたことから、女性の消防団への興味が高まっている。
- このことから、ターゲットを女性・若者（学生を含む。以下同じ。）に絞り、消防団への加入促進を行う。

### 2 業務内容

消防団への加入促進のターゲットを女性及び若者に絞り、動画の制作、デジタルマーケティング手法を活用した広報の展開及び学園祭やイベント等の対面によるリアルマーケティング手法による広報を展開する。

また、令和6年4月に創設した学生広報隊と連携し、広報活動を展開する。

### 3 業務の仕様

#### (1) 浜松市消防団加入促進動画の制作

##### ア ターゲット

学生

##### イ テーマ

消防団で活動する若者及び学生広報隊の活動をテーマとした加入促進に繋がるものとする。

##### ウ 戦略計画

動画の制作において若者層の注目が集まる効果的な手法、企画内容等を提案すること。

動画は、実写、アニメーション等方法については問わない。

##### エ 構成

動画再生時間は、15秒とする。

##### オ 仕様

WebサイトやYouTube等の動画共有サービスで再生可能なファイル形式とすること。

##### カ 制作

(ア) 制作過程における学生広報隊との連携について提案すること。

(イ) 出演者、音響、特殊効果等を使用する際に必要となる調整及び許認可等の手続きは、受託者が責任をもって行うこと。

(2) デジタルマーケティング手法を活用した浜松市消防団加入促進

ア ターゲット

女性（18歳～35歳）及び若者

イ 広報素材

上記(1)で制作した動画及び委託者が提供する浜松市消防団員募集用PR動画等を活用し広報すること。

ウ 戦略設計

女性及び学生を主とした若者に対し、浜松市消防団への加入促進を行う上で効果的な手法、企画内容を提案すること。

なお、効果的な手法として、インスタグラムのストーリー枠、YouTubeを含む3種類以上の媒体を活用し広報するものとする。

エ 広報期間

5か月以上とする。（複数の媒体を利用する場合は、広告期間の合計が5か月以上あればよい。また、重複期間があってもよい。）

オ その他

(ア) ランディングページを設定する場合は、浜松市公式ホームページ内の消防団員募集用ページとする。

(イ) チラシ・ポスター等による広報は原則禁止とする。

(3) 学生をターゲットとしたイベントの開催

ア ターゲット

学生

イ 広報素材

委託者が提供する浜松市消防団員募集用PR動画等を活用し広報すること。

新規に素材を作成し広報することを可とする。

ウ 戦略設計

学園祭等の学生が多く集合するイベントにおける対面による広報活動及びイベントの開催告知について効果的な手法、企画内容を提案すること。

エ 広報期間

広報期間は、イベント開催の1か月前からイベント開催日までとする。

(4) 効果測定及び事業結果の報告

ア 効果測定

業務目的の達成状況について、効果測定を実施すること。

なお、効果測定の一つに、Web アンケート（400人対象）を実施すること。アンケートの設問5つ程度は委託者が用意する。

## イ 事業結果報告書

本事業完了後、アンケート結果の分析及び考察を行い、それに基づく次年度事業への事業提案を含めた「事業結果報告書」を作成し委託者へ提出すること。

## 4 成果品

- (1) 作成データ一式
- (2) 作成データの使用等に係る著作権、著作権等に関する書類一式
- (3) 効果測定の結果報告書
- (4) 事業結果報告書

## 5 その他

- (1) 契約締結後、業務予定表を消防総務課に速やかに提出すること。
- (2) 本委託における成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利も含む。）は、第三者が有する場合を除き、浜松市に譲渡すること（成果品は加工等も含めて二次利用・三次利用ができる状態での納品とし、本年度以降も浜松市に帰属する。）。受託者は著作者人格権の行使をしないものとする。
- (3) 受託者は、成果品について、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (4) 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用を持って処理すること。
- (5) 本業務の実施に当たって撮影が必要な場合は、事前に管理者等に撮影及び動画配信の許可を得ること。また、編集内容について十分な検討を加えた上で、関係機関との連絡を密に図り、情報交換、調整、資料収集に努めること。
- (6) 本業務の遂行に当たっては環境関係法令を遵守し、浜松市環境方針及び浜松市特定調達物品等の調達方針（ガイドライン）に基づいて、事業の推進に努めること。
- (7) 本仕様に記載のない事項については、消防総務課と協議して決定する。  
なお、記載されている業務の他に独自の企画提案があった場合には加算評価する。